

部室借用心得

- 1 部室は借用団体の代表者が運営使用責任者となり、各借用団体は責任者名を学生部長に届け出ること。
- 2 部室の使用時間は午前9時から午後8時までとする。
それを超過するときは学生部長の許可を受けること。
- 3 部室の鍵は部の責任において管理し、盗難防止に努めること。
- 4 電熱器その他一切火気類の使用を厳しく禁止する。
- 5 喫煙は灰皿の備えつけてある所定の場所以外ではではない。
- 6 部室並に共用部分は各借用団体において清掃し、清潔を保たなければならない。
上記心得に違反した場合は当該部室の使用を禁止することがある。

2024 年 10 月 1 日 改正

学生部 学生課